

平成29年度松浦市情報公開条例などの実施状況

問 総務課行政係 ☎内線321

【情報公開条例の実施状況】

松浦市情報公開条例第21条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

○開示請求 10件（開示8件、部分開示1件、不開示0件、公文書不存在1件、継続審理中0件）

【個人情報保護条例の実施状況】

松浦市個人情報保護条例第47条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

○開示請求 1件（開示0件、部分開示0件、不開示1件、公文書不存在0件、継続審理中0件）

○訂正請求 0件、利用停止請求 0件

【特定個人情報保護条例の実施状況】

松浦市特定個人情報保護条例第48条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

○開示請求 0件
○訂正請求 0件、利用停止請求 0件

行政相談所

問 総務課行政係 ☎内線321

福島支所市民課 ☎内線602・1132
鷹島支所市民課 ☎内線603・1132

国の行政機関などが行っている仕事やサービスについて、意見や苦情、要望などはありませんか。
次のとおり行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●福島会場

【日時】 6月4日（月）

午前10時～午後3時

【場所】 福島保健センター

【行政相談委員（敬称略）】

徳田芳朗

☎0955・47・2422

●松浦会場

【日時】 6月14日（木）

午前10時～午後4時

【場所】 市役所別館会議室

【行政相談委員（敬称略）】

川畑喜久雄

☎0956・75・0724

☎0956・74・0456

●鷹島会場

【日時】 6月14日（木）

正午～午後4時

【場所】 鷹島町民集会所

【行政相談委員（敬称略）】

小田鐵三郎
☎0955・48・2444

統計調査員希望者を募集しています

問 政策企画課企画統計係 ☎内線316

国などが実施する統計調査の仕事に従事する統計調査員を担っていただく人をあらかじめ登録させていただくため、統計調査の従事希望者を募集しています。

【統計調査員希望者登録の方法】

企画統計係で面接を行い、統計調査の業務に従事できる期間や時期、希望する地区などを聞きし、登録していただきます。

【統計調査員の仕事】

統計調査員は、総務大臣等または都道府県知事から、その都度任命される非常勤の公務員として、国勢調査、労働力調査、工業統計調査、商業統計調査などの統計調査活動に従事します。

具体的には、調査対象である世帯や事業所などに、統計調査の趣旨や内容等についての説明を行うとともに、調査票を配布し、記入された調査票を回収したあと、その点検・整理などの仕事を行います。

統計調査員には、調査活動に従事した対価として、調査の種類や調査活動にかかる日数などを考慮して、報酬が支払われます。

平成30～32年度の介護保険料を改定します

問 長寿介護課 介護保険係 ☎内線154・145

第7期介護保険事業計画を策定し、平成30年度から32年度の介護保険料について見直しを行いました。

65歳以上の介護保険料は、3年間で必要となる介護保険

サービス給付費や被保険者数の見込み、第1号被保険者負担率などをもとに3年ごとに見直しが行われます。詳細については、ホームページをご覧ください。また、皆さんの介護保険料は、後日通知します。

第60回水道週間 6月1日～7日

問 上下水道課、福島・鷹島支所地域振興課

●水道料金はみんなの「水」を支えています

毎日使う水、水道は生活になくてはならないものです。市では、安全でおいしい水を絶やすことなく「つくり」「送る」作業を続けており、それを支えているのは、皆さんが納める水道料金です。水をつくる浄水場や家庭に水を送る水道管など、水道の施設は、大部分が水道料金収入で維持管理されています。水道料金は、必ず納期限内に納めましょう。

●水道料金は口座振替で

水道料金のお支払いは、口座振替が便利です。手数料は無料で、納め忘れの心配がなく、留守がちな家庭や忙しい人などに特にお勧めです。

振替日は毎月25日で、引き落としができなかった月は、翌月の9日に再度振替を行います。※休日の場合は、翌営業日。

【口座振替申込方法】

- 手続場所：市内金融機関の窓口（口座振替希望先）
- 必要なもの：預金通帳、取引印鑑、水道料金の「領収書」または「使用水量のお知らせ」

水道工事は指定給水装置工事事業者にお申し込みください。
指定工事事業者以外の方が水道工事を行うことは禁じられています。



志佐川でのアユ釣りが解禁となります！

問 水産課 ☎内線 259

志佐川でのアユ釣りが **6月1日に解禁**となります。(～10月31日まで)

志佐川(河口から鎌土橋まで)でアユ釣りなどをする場合は、長崎県内水面漁場管理委員会(以下、「委員会」)の指示に基づき、委員会の承認を受け、下記の「志佐川内水面振興協議会(以下、「協議会」)採捕規程」を守らなければなりません。

志佐川の大切な資源を次の世代へ引き継いでいくため、ルールを守って楽しんでいただきますよう皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆志佐川内水面振興協議会の採捕規程◆

この規程は、漁場利用関係を適切にし、水産動物(アユ、ハヤ、コイ、フナ、ウナギおよびモクズガニをいう。以下同じ。)の保護培養を図ることを目的としています。

1. 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外では採捕してはいけません。

- (1) 手釣り
- (2) 竿釣り
- (3) 徒歩徒手採捕
- (4) たも網(たも網の直径40センチメートル以下)
- (5) かにかご(1人が同時に使用できるかごの数は3個以内とする)
- (6) うなぎ塚およびうなぎもどらず(委員会の承認を得て協議会が特に認めたもの)

※1人が同時に使用できるうなぎもどらずの数は10個以内とする。

また、灯(火)光を利用する漁具漁法は禁止。

2. 次の水産動物には採捕できる期間があります。

アユ	6月1日から10月31日まで
ハヤ	6月1日から翌年4月30日まで
コイ	
フナ	
ウナギ	
モクズガニ	9月1日から12月31日まで

3. 次に掲げる大きさの水産動物は採捕してはいけません。

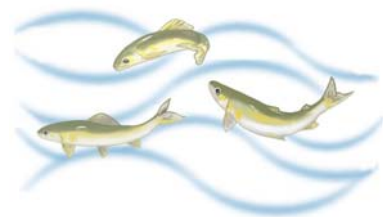
ハヤ	全長	5センチメートル以下
コイ	全長	15センチメートル以下
フナ	全長	5センチメートル以下
ウナギ	全長	21センチメートル以下
モクズガニ	甲幅長	5センチメートル以下

4. 採捕禁止区域および期間があります。

区 域	志佐川庄野橋上流端から第1井堰 ^{いせき} に至る区域
期 間	9月1日から12月31日まで

5. その他守るべき事項

- ・水産動物の保護培養に協力しなければならない。
- ・川底をかき回してはならない。
- ・相互に適切な距離を保ち、ほかの人の迷惑となる行為をしてはならない。
- ・委員会の承認証を携帯しなければならない。
- ・漁場監視員の要求があった場合、委員会の承認証を提示しなければならない。
- ・河川を汚染するような行為をしてはならない。



●承認の手続き

以下の発行場所で、協力金を納付してください。

【承認証発行場所(協力金納付場所)】

- ①水産課(松浦市志佐町里免365番地)
☎内線 259
- ②古賀家具店(松浦市志佐町浦免1797番地)
☎0956-72-0531

【協力金の額】(高校生以下は無料、肢体の不自由な人は掲げる額の2分の1に相当する額)

水産動物	1 日間	1 年間（採捕期間）
ア ユ	1,000 円	3,000 円
ハ ヤ	500 円	1,500 円
コ イ		
フ ナ		
ウナギ		
モクズガニ		1 かご 1,000 円